

令和 8 年 度 部 活 動 実 施 計 画

1 . 部 活 動 の 位 置 づ け

教育課程内ではないが、放課後の生徒の自主的活動として行われるもので、学校の教育活動として位置づける。

2 . 部 活 動 計 画

(1) 活動日

- ①原則として平日1日と土曜・日曜のどちらか1日の休養と毎月第3日曜日（家庭の日）を活動一斉停止とする。
- ②長期休み（夏・冬）の活動は顧問会で計画立案し校長の許可を得る。
- ③定期テスト一週間前から活動は禁止する。

※但し、大会、コンクール前で指導教師の判断で必要とする場合は、校長の許可を得て活動することができる。（最大3日前）

(2) 活動時間

- ①開始は、帰りの会の終了後からとするが、学校行事・学級・学年・生徒会活動を優先する。
- ②下校時刻は下記の通りと、清掃あと片付けをして全員下校とする。
 - ・3月から1学期終業・・・・・・・・・・・・・・・・ 18：15終了（総下校18：30）
 - ・2学期始業から2月・・・・・・・・・・・・・・・・ 17：45終了（総下校18：00）
- ※長期休みは体育館3交替、運動場2交替とする。
- ③練習時間は原則として延長は認めないが、下記の範囲内で学校長の許可を得て、大会の1ヶ月前より指導教師がついて活動することができる。（指定の用紙に理由を書いて校長に提出する）
 - ・早朝・・・7：00～7：45（始業時間に間に合うように指導する）
 - ・延長・・・所定の時間後 30分以内とする。

3 . 部 活 動 の 運 営 費

部活動の運営等の費用は、PTA会費、部費で賄う。部費の納入は部活動結成育成会で納入する。

(1) 部活動費

- ①1・2年生（年間） 5.000円
- ②3年生（年間） 3.000円
- ③途中入部者はその時点から月額500円徴収する。
- ④部活動全体の運営費として各部から部員一人あたり1,000円を納める。

※運営費の使途は、主に製氷機のリース代（年間約¥240,000）の支払いに充てられる。

4. 入部・退部の手続き

(1) 入部は、入部届けに必要事項を記入し、保護者同伴のもと、部活動結成会の各部父母会にて部費と一緒に提出して許可を得る。

(2) 退部は、その理由を記入して顧問教師に提出し、承諾を得る。

※顧問教師は保護者へ連絡確認を行う。

5. 大会参加について

(1) 対外試合は部を主体にチームを編成して出場する。

(2) 中学校体育連盟及びその他教育団体が主催、共催する大会について出場する。また、その他の大会出場については、原則として、学校行事や生徒の状況等を総合的に判断して学校側が判断を行う。

(3) 島内、島外派遣については、PTA教育振興費、派遣費及び市の補助を受けるため、校長、教頭、PTA会長、PTA事務と相談して手続きをとる。

6. 練習条件・活動場所について

(1) 原則として場所は本校とし、指導教師がついて行うものとする。

(2) 各部の活動場所については指導者会議で話し合い決定する。尚、他の部との連携を密にして使用場所での安全を考慮して活動する。

(3) 体育館の開閉、及び引き継ぎは、指導教師が責任をもって行う。

7. 部活動年度について

部活動の年度は、学年度の4月の始業の日から3月の修了の日までとする。

8. 合宿について

合宿を行う部は、指導教師、生徒、保護者の連絡会をもって立案し、校長の許可を得る。

9. 部活動の心得

(1) 諸先生方の指導を素直に受ける。

(2) 部長はできるだけ午前中に練習の可否の確認を指導教師との連絡を取る。

(3) 安全面に気を配って活動する。万一事故が起こった場合は、すぐに指導教師、又は養護教諭に連絡して指示を受ける。

(4) 学習態度や服装や身なりをきちんとするとともに、時間のけじめをつける。

(5) 先生方や来客への挨拶はもちろん、部員間の挨拶も明るく行う。

(6) 動作は機敏に行い、登下校時は寄り道したり、買い食いはしない。

(7) 必要以上の金銭はもたない。必要なお金の徴収は必ず指導教師を通して行う。

(8) 部室の施錠、部室の鍵の管理をきちんとすること。なお、各部活動の清掃分担場所を以下の通りとする。

(9) 携帯電話等・お菓子類の学校内への持ち込み禁止。

